

## 平成26年度 活動計画

### 概要

#### (環境の変化)

国連障害者権利条約がようやく日本でも批准され、付帯する国内法令も整備された。条約発効から5年も過ぎての、世界で139番目という、大幅に遅れた批准である。障害に基づくあらゆる差別が禁止され、障害者の権利と尊厳が守られなければならないことが国の制度として認められた。

また、WIPOの186の加盟国によって、「マラケシュ条約」が採択され、視覚障害者等の発行された著作物へのアクセスが画期的に促進されることとなった。

#### (ボランティアの姿勢)

ボランティアはその精神として、これらの新しい差別禁止の制度が名実ともに実施されるようにしっかりと見守る必要があるし、その実現過程を先取りして、実存する差別の解消を実践する気概が必要である。

#### (全国拡大教材製作協議会の考え)

拡大協議会は、これからの活動は子どもが成長すると共に関わる書物はすべて教科書に準じる教材と考える。具体的に次の点を念頭において活動してゆく。

1. 弱視児童・生徒の“トータルな学習環境を整える”支援
2. 弱視の方々が“読書をより見易い状態にする”満足度の追求への支援
3. 弱視の方々の“幼児から社会人までのすべての成長過程における読書環境を整える”事への支援

我々のボランティア精神を原点に戻す気概を持つことが大切であると考えます。

#### [ ] 協議会内活動

変化と多様性の時代の新しい活動を以下のように決める。

#### 1. 定時代表者会議の開催

今年度は隔年開催の代表者会議の開催年度である。東京を開催地として5月に開催する。

#### 2. 「全国拡大教材製作協議会 会員懇談会」の開催

代表者会議と併設して行っていた「拡大写本のつどい」は、本年度は開催をせず、代わりに、「会員懇談会」を行う。環境が激変している状況を踏まえ、これからのボランティア活動の具体的なあり方を会員で協議し共有するように資する。

#### 3. 定例世話人会の開催

定例世話人会は隔月に1回第4水曜日に開催し、協議会の円滑な運営を図ることを原則としてきたが、今年度は激変する環境に対処するために毎月開催とする。

会員の積極的な企画や情報提供のご支援ご協力をお願いします。

#### 4. 会報の定期発行

定期的に会報を発行し協議会会員へ活動状況を報告し、日々変化する環境の中での協議会活動への理解を深める。会報は年間3回の発行とする。

## 5. 高校拡大教科書の取り組み強化

中学校時代の拡大教科書の普及の影響で利用希望者が増えることが予想され、事実、中高一貫校からの製作依頼も来るなど、依頼が徐々に増える傾向にある。協議会として製作に挑戦するグループ会員を増やすなど体制を強める。

すなわち、実績情報を協議会内で共有化することで、経験の新しいグループの技術力と提供力を高め、協議会の製作提供体制を全体として強化する。

## 6. 勉強会の開催

勉強会 3 年目になる今年度は、さきに挙げた“トータルな学習環境を整える”ことなど 3 点の実践を目標に、利用者側からの希望に添った新しい課題と対処法を具体的に把握することに重きを置いて進める。

## 7. 地域活動の促進

広く地域を越えて会員間の交流を促進し拡大教科書以外の編集・製作技術を向上するように、そしてその提供活動が広がるように支援する。

## 8. 協議会のホームページの充実を推進

ホームページの有効活用をさらに促進する。特に、弱視や拡大図書に関係する機関や団体とのリンクを強化し、利用者による必要な情報収集にさらに便宜をはかる。

## [ ] 対外活動

### 1. 協議会活動の広報

弱視児童・生徒の“トータルな学習環境を整える”ために拡大図書の枠を教科書以外にも広げて製作するボランティア活動について、関連諸メディアも活用しながら知恵を使ってこれを周知する。

### 2. 著作権法 37 条 3 項の運用基準の改善

著作権法 37 条 3 項が現在の文化庁の運用基準では、ボランティアには事実上適用されない現実があり、マラケシュ条約を踏まえ早急に改定するように求め続ける。

### 3. 利用者の製作実費負担軽減の課題に取り組む

拡大教科書以外にも拡大図書の製作提供をするために課題として挙げられているのが製作費用負担の問題である。利用者個人では負担が重過ぎる現状を打開するために、諸処の方策を考え実践してゆく。

### 4. 著作権の許諾など事務手続きの便宜

拡大教科書以外にも拡大図書を製作提供するために、会員は編集・製作の技術向上を図り、それを基盤に協議会は、著作権の許諾手続きの仕組みを相互に構築して共有できるようにし、また他の共通する事務的負担を軽減するように努める

### 5. 教科書協会との共作について専門チームと連携

27 年度版小学校の標準拡大教科書について共同製作の試みが成果を出すように、協議会としては、専門チームの活動と連携する。

以上